

## 入学検定料返還規定

### 入学検定料の返還対象者

本学では、一度納入された検定料につきましては原則として返還をしません。以下のいずれかのケースに該当し、必要書類を提出した場合には入学検定料を返還します。なお、振込・支払に係る手数料については返還できません。

1. 過剰納入 : 入学検定料を適正額より多く納入した場合（二重支払い 等）
2. 出願不受理 : 入学検定料を支払い、出願書類を提出したが、出願書類の不備や出願書類期間内不着等の理由により出願が受理されなかった場合
3. その他 : 本学が認める特別な理由により、入学検定料返還の対象となった場合

### 入学検定料の返還請求方法

本学指定の「入学検定料返還請求書」に必要事項を記入・捺印し、入学検定料を納入した際の証憑書類を同封してください。封筒の表面に「**入学検定料返還請求書在中**」と**朱書き**の上、**簡易書留**にてアドミッションセンターまで郵送ください。

（提出最終締切：2023年3月23日(木)必着）

なお、郵送の宛先は以下の通りです

〒379-2192 群馬県前橋市小屋原町 1154-4 共愛学園前橋国際大学 アドミッションセンター 行
---

入学検定料返還請求書が受理されてから指定の口座に入学検定料を振り込むのが、業務の都合上、3月中旬頃になります。あらかじめご了承ください。

#### 【提出に必要なもの】

- (1) 入学検定料返還請求書(本学指定用紙)  
➡入試情報サイトよりダウンロードしてください
- (2) 証憑書類
- (3) 振込先、口座番号が明記してある面の通帳のコピー